

和泉市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

本市の地域就労支援事業は、これまでも大阪府と連携し実施しております。今後も連携をさらに強化し、取り組みを進めてまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

(1)同様、大阪府との連携を強化し取り組みを進めます。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

テクノステージ和泉まちづくり協議会や和泉商工会議所等と連携し、無料職業紹介センター事業を活用し、安定雇用の促進を進めてまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

阪南各市町は、「南大阪若者サポートステーション」と支援ネットワーク推進会議を結成し、フリーター・ニート等の支援を行う予定です。今後はこのネットワークを十分に活用し、情報の提供は勿論のこと、相談事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、市のホームページでも「南大阪若者サポートステーション」を紹介しています。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

これまでも雇用・労働政策を市町が担う必要性について、関係課と協議しながら進めてまいりました。今後も、就労支援推進会議等を通じ連携を図り、充実してまいりたいと考えます。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

平成11年度から本市では「和泉市中小企業人材育成支援事業補助金交付要綱」により、市内中小企業事業者・従業員が技術開発・向上を行う場合や、事業経営の合理化を図るための人材育成研修を市指定機関で受講・修了した場合、その経費の一部を補助する制度を実施しています。今後とも事業者に対する支援を推進してまいりたいと考えております。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

和泉市ものづくりサポートセンターを中心に、市内の企業者に対し種々の企業情報を、紙媒体での情報提供と同時にインターネット上においても定期的に情報を提供することにより、ビジネスマッチングや各種情報交換・情報発信等をサポートする産業情報誌「商工ナビ」の発刊・掲載も行っております。

特に、製造業の活力の低下が地域経済にも大きな影響を及ぼすことから、製造業の再生が雇用の創出と地域の活性化につながるとの認識のもと、ものづくり産業の振興を重点的に展開してまいり所存でございます。

10億超の人口を抱える中国が“世界の工場”の時代から“世界の市場”へと変貌を遂げるなか、大阪の土地優位性を糧として、また産学官連携、異業種・公民連携、国際・広域・地域連携の取り組みに対し、関係機関と連携しながら情報共有体制の充実を行ってまいり予定で

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本市では、平成18年3月に「新事務事業見直し基本方針」と、そのアクションプランである「和泉市行財政改革プラン」をあわせて策定し、プランに基づいた行財政改革の取り組みを進めるとともに、進行管理状況を公表しているところです。今後とも市民との情報共有を図りながら行財政改革に努めてまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本市では、平成16年11月に策定した「和泉市財政健全化計画」に基づき、着実な取り組みに努めているところです。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

小児科医療の夜間休日などの救急対応は、泉州地区における初期の小児救急体制確保のため、本市を含め周辺の5市1町が泉州北部小児初期救急広域センターを岸和田市内で開設しています。診療時間は、土曜日の午後5時から午後10時までと日曜日・祝日・年末年始の午前9時から午後10時までの受付の診療を行い、この広域センターで対応できない患者や診察時間外の対応としては、泉州医療圏の公立病院を中心とした7病院が1週間切れ間のないよう診療しています。また、本市立休日急病診療所において、休日と年末年始の昼間に内科・歯科の診療を行っています。このほか、大阪府が小児救急電話相談事業として、相談を夜8時から翌朝8時まで行っています。

産科の救急医療としては、府内に総合周産期母子医療センターが5ヶ所あり、そのうち1ヶ所が本市にあります。本市域での救急時には、まず市内救急告示病院で受け入れ対応し、受け入れができない場合は、府立母子総合医療センターへの救急搬送体制となっています。

なお、本市では、保健センターと保健福祉センターでの母子手帳の交付時などに相談や指導を行い、妊婦の不安解消に努めるとともに、緊急時の対応を考慮して「かかりつけ医」をもつように啓発しております。

小児及び妊産婦の方々など救急医療については重要な課題であると認識しており、引き続き市民が健康でいきいきと暮らせるよう努めていく所存です。

また、市立病院における救急診療については、医師確保の状況に応じて拡充を図ってまいります。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

1. 利用者・事業者に対する広報・啓発活動について下記の事業を実施しています。
 - ① 介護保険担当窓口及び介護保険施設等窓口において随時パンフレットを配布し、また保険料額通知時に全被保険者に対しパンフレットを送付し、制度の周知を図っています。
 - ② 市民の要望により、市職員が地域の公民館等へ出向き、介護保険制度の説明（出前講座）を行っています。
 - ③ 市広報誌により介護保険制度に関する特集記事等を掲載しています。
 - ④ 市内に地域包括支援センターを4ヶ所設置し、町会（自治会）・老人会等と連携し介護保険の相談・啓発活動を行っています。
 - ⑤ 事業者に対して、和泉市介護保険事業者連絡協議会を通じて介護保険制度改正等に係る説明会及びサービスの質を高めるための研修会等を行っています。
2. 介護保険に関する相談窓口として、下記の事業を実施しています。
 - ① 介護保険苦情調整委員…利用者からサービス事業者に対する苦情等の申し立てを受けて調査を行い、利用者と事業者間の調整を行っています。
 - ② 介護相談員…利用者宅・介護施設・デイサービスセンター等に訪問し、利用者の相談にお答えしたり、要望や苦情について改善を図っています。
 - ③ 介護保険まちかど相談薬局…市内の27薬局において、市民の介護保険や在宅介護に関する総合的な相談に応じ、市と連携し、適切なアドバイスを行っています。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

市内4ヶ所の地域包括支援センターにおいて、各地域での社会資源を把握し、関係機関と毎月定期的にエリア会議を開催し支援方を議論するなど、ネットワークの構築に努めています。

地域包括支援センターの各事業を適正に実施するために、事業が開始された平成18年度から民間の専門機関とともに各専門職種を対象としたヒアリングを毎月行うなどの適正化事業を実施しています。また、地域包括支援センター運営協議会の構成員について、被保険者代表を委員に委嘱しています。

(4) 高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施

策を講じること。

(回答)

地域の高齢者が、生きがいと健康づくりのために老人クラブでの仲間づくりを基礎として相互に支え合うとともに、楽しいクラブづくり・社会貢献するクラブづくりに励んでおり、それら高齢者の活動拠点として、市が各小学校区に1ヶ所老人集会所を設置しています。

また、総合福祉会館・北部総合福祉会館・保健福祉センター等において、高齢者への教養向上のための教室・講演会等の開催や文化・レクリエーション活動の場の提供等、総合的な福祉活動の拠点として各種事業の実施及び活動の場の提供などに取り組んでいます。

生涯学習の推進にあたっては、「和泉市生涯学習推進プラン」に基づき、「学びの機会づくり」の充実に努めてまいりますとともに、「和泉市生涯スポーツ振興基本計画」（平成15年3月策定）により、市民の誰もがいつでもスポーツ・レクリエーション活動を行える施設の整備、環境の充実、活動機会の充実ならびに地域におけるスポーツ・レクリエーション振興を基本目標とし、平成20年度以降に、スポーツ・レクリエーション活動のため、各種スポーツ教室やイベントなどのスポーツ情報の提供を市ホームページに掲載し、参加機会の充実のための施策を図ってまいります。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護関連の制度については、市独自で策定されるものはほとんどございません。

現在、生活保護関連の制度については、国民の最低生活が保障されるよう策定されているものと考えております。生活保護法の事務施行については、無差別平等、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという法の本旨に基づき実施しているものです。

本市では、平成17年度から就労支援員を1名常勤配置するとともに、職業安定所との連携を強化し、被保護者の自立にむけた求職活動を精力的に支援しているところです。また、次年度にむけては電算による就労支援プログラムシステムの構築を予定しているところです。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I V・A I D Sの感染予防については、大阪府（各保健所）が啓発への取り組みを行っており、検査も無料で実施しています。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

本市におきましては、平成13年に策定された「和泉市子育て支援施策について」及び「和泉市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、多様な保育ニーズに対応するための子育て支援施策を実施しているところです。

また、「地域子育て支援拠点事業」や「育児支援家庭訪問事業」「こんにちは赤ちゃん事業」など国の事業があるなかで、複数ある制度の連携については、関係する組織が多く存在し、慎重に協議の場等をつくる必要があるため、当面は組織の動向を見定めたいと考えております。

なお、医療機関と連携した病後児保育についても現在2ヶ所で実施しております。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育の質の低下を招くような雇用や人件費カットは行っておりませんが、今後も職員の雇用条件については、十分留意してまいりたいと考えております。

なお、人材育成のための職員研修については、雇用形態に関係なく実施しているところです。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

現在、学童保育につきましては、市内公立小学校21校のうち18校で開設しています。また、待機児童を解消するため、本年度中に3クラブ増設する予定としており、施設整備に努めています。今後におきましても、国・大阪府の動向を踏まえ、事業の環境改善に努めてまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のた

め、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域教育協議会については、各中学校区に活動を委託し取り組みの充実を図っています。地域人材の活用は、和泉市学校支援人材バンク登録者の活用を進めております。

放課後児童健全育成につきましては、平成20年度から放課後子ども教室推進事業を段階的にモデル実施する方向で、現在、地域及び関係機関と調整しているところです。また、「子ども110番」の旗の設置につきましては、次年度以降においても継続的に実施していきたいと考えております。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

就学援助については、現状の維持に努めています。奨学金制度については、大阪府育英会奨学金制度の周知に努めています。また、和泉市奨学金制度を設け、教育の機会均等の保障を図っています。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

平成19年度からスタートした「人権ケースワーカー制度」の充実にむけ、本市の人権文化センターの人権相談員も研修会等に参加し、人権相談事業の充実を図ります。人権相談事案によっては、ピアカウンセリング的なことも重要なことから、当事者（団体）等が加入している和泉市人権協会等との連携・協働した取り組みができるように努めます。

また、人権侵害事件が生起しないためにも啓発事業が重要なことから、平成19年度から実施したように人権啓発研修事業における「公募型プロポーザル」方式を取り入れ、多様な人権問題を引き続き課題ごとに取り組んでいきます。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り

組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

「第2期和泉市男女共同参画行動計画」(平成17年3月策定)につきましては、市内において進捗管理等を行い、男女共同参画施策を推進してまいります。また審議会の女性比率は数値目標の30%達成をめざして取り組んでまいります。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

平成19年8月に施行しました「和泉市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画施策を推進してまいります。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス相談窓口については、広報やパンフレット等で周知を図っております。「和泉市配偶者からの暴力対策連絡会議」を活用し、DV防止法の改正を踏まえながらDV防止の取り組みを推進してまいります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

ワーク・ライフ・バランスの観点から、広報等で男性の育児・介護休業取得促進のための啓発を進めてまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

地球温暖化防止施策として、本市では主に以下のような取り組みを進めています。

環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001を、平成13年11月に本庁舎を対象に認証取得し、電気・ガス・水道使用量の削減をはじめとした9項目を庁内全体の目的として定め、環境負荷の低減にむけた取り組みを推進しております。

平成14年3月に「和泉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、本市の事務・事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を、平成14年度から平成18年度末までに平成12年度を基準として6%削減することを目標に掲げ、環境負荷の低減にむけた取り組みを進めてまいりました結果、約14%の削減ができました。本計画については、引き続き取り組みを進めており、3年後には基準年から18%の削減を行うとの新たな目標を掲げて進めているところです。

平成15年2月には、「和泉市地域新エネルギービジョン」を策定し、太陽光パネルや風力発電を備えた電灯やLED灯などといった新エネルギー設備をできるだけ取り入れるよう努めています。

さらに、一般家庭への温暖化防止施策として、家庭におけるエネルギー消費を二酸化炭素の重さに換算して計算する「環境家計簿」の普及・啓発に努めております。これについては、市民・事業者からなる環境保全団体の「いずみ環境くらぶ」とも協力して行い、広報での呼びかけや環境イベント等で配布しています。

今後ともこういった取り組みを引き続き推進していき、環境負荷の低減を図ってまいりたいと考えております。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

大阪府域においては、この100年間に約2.1℃気温が上昇した（大阪府地球環境課 平成18年2月発行資料「STOP! Global Warming」より）という報告もあることから、地球温暖化の影響に加え、大都市ならではのヒートアイランド現象が進行していると考えられます。

一方、本市におきましては、都市化がかなり進んではいるものの山間部も多く、大阪中心部と比較するとヒートアイランド現象は際立ってはおりません。しかしながら、広域的な環境問題のひとつと捉え、大阪府とも相互に連携を図りながら、低減へむけた取り組みを進めていきたいと

考えており、以下に示すような施策を展開しているところです。

ひとつは、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001を、平成13年11月に本庁舎を対象に認証取得し、これまで環境負荷の低減にむけた取り組みを推進しております。

平成14年3月には「和泉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、本市の事務・事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を、平成14年度から平成18年度末までに平成12年度を基準として6%削減することを目標に掲げ、環境負荷の低減にむけた取り組みを進めてまいりました結果、約14%の削減ができました。本計画については、引き続き取り組みを進めており、3年後には基準年から18%の削減を行うとの新たな目標を掲げて進めているところです。

平成15年2月には、「和泉市地域新エネルギービジョン」を策定し、太陽光パネルや風力発電を備えた電灯やLED灯などといった新エネルギー設備をできるだけ取り入れるよう努めています。さらに次年度には、ゴーヤ等植栽による緑のカーテンを使うことで日差しを少しでも軽減し、これによりヒートアイランド対策や地球温暖化防止を図るといった取り組みを検討しております。

以上の施策をはじめとして、今後も大阪府と連携を図りながら、地域住民とも協働し、ヒートアイランド対策を進めていきたいと考えております。

(1)ー③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」については、その趣旨及び重要性を十分に認識し、その取り組みについても前向きに捉えています。

本市北部地域にあるコンビニエンスストアを啓発の拠点としまして、毎月16日には店舗の前で温暖化防止に関するアンケート調査や啓発グッズの配布等を大阪府及び大阪府温暖化防止推進員の方々と協働で行っています。また、本市南部地域にあたる和泉中央駅付近で、環境月間である6月及び大気汚染防止月間である12月16日に同様の普及啓発活動に協力しています。さらに広報においても、市民への啓発ということから「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」について掲載し、広く市民に呼びかけをしているところです。

また、本市の環境マネジメントシステム（ISO 14001認証取得）の監視測定項目に「自動車のアイドリングストップの励行」を掲げ、取り組みを進めているところでございます。

今後も、大阪府と連携し、広報活動等の充実を図ってまいりたいと考えています。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの

分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

リサイクル推進のための施策について、本市では資源ごみとして缶・ビン・乾電池等、新分別としてペットボトル・プラスチックボトル・白色トレイ・古紙類・古着等収集し、リサイクルを実施しております。また、平成18年度から収集回数を月1回から2回に増やして収集しております。なお、蛍光灯は収集時に破損することが多く、平成19年度から申し込み制を取り入れた収集方法に変更し、リサイクルに努力しております。

本市の平成18年度実績リサイクル率は16.6%となっており、今後もリサイクルの推進を図っていく所存です。

また、ごみの日程表やごみの出し方・分け方については、毎年年度初めの全戸配布や毎月の広報「いずみ」への記載、ごみについての出前講座を実施など、市民への啓発とご協力をお願いしております。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

屋外焼却は法律で禁止されていることから、野焼きや焼却行為による環境への影響や法的規制等の情報を、引き続き幅広く市民や事業者に対し啓発活動を通じて周知に努めるとともに、関係機関と連携して監視体制を強化しています。発見・通報の際は、現場確認及び記録を行い、指導を徹底しております。

また、巧妙かつ悪質化する廃棄物の不適正処理による野積みは「産業廃棄物不適正処理対策会議」等の場を活用し、屋外焼却と同様に関係機関との連携を強化し、不適正処理の未然防止に努めます。近年の不適正処理は、行政の監視が手薄になる夜間や早朝・休日にも極めて短期間に行われるケースもあることから、こうした状況にも対応できるよう夜間早朝・休日におけるパトロール体制を整備し、早期発見や不適正処理情報の把握を行い、未然防止に努めているところです。

加えて、廃棄物処理法の改正に伴い、行為者だけでなく排出事業者や土地所有者に対し、一定の要件のもとでの措置命令が可能となったため、既野積み事案等については廃棄物の早期撤去等解決にむけ、大阪府やその他関係機関等と連携を図り、排出事業者や土地所有者に対しても強い指導・協力の要請を行っていきます。

不法投棄につきましては、不法投棄状況を把握している町会・自治会単位で市の看板を設置していただいております。

また、ごみ処理には多額の費用や余計な手間がかかることから、不法投棄防止を予防するために、柵を作る、入口に鍵を設ける、侵入されにくい環境にする、定期的に見回りに行く、また常に土地の状況を把握しておく等、市民への不法投棄防止の啓発を図っているところです。自分の土地を貸す場合は、土地を借りていた人が長い間ごみを野積み状態にしていたり、ごみを放置し

たまま行方不明になって、地主がごみの処分に困っているケースが問題となっておりますので、土地を貸す場合には、ごみの野積みや放置を防ぐため土地の状況を定期的に把握するよう、あわせて啓発を行っております。

道路や公共施設の不法投棄に関しましては、ごみ処理経費に多額の経費がかかることから、監視カメラの設置及びパトロール等予防強化対策を検討しているところです。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市内には、多くの単独処理浄化槽が残っております。単独処理浄化槽はトイレを水洗化できるものの生活雑排水はそのまま放流するため、河川や海の水質を汚す原因になります。本市におきましては、公共下水道の未整備地域においては、環境にやさしい合併処理浄化槽の整備を推進しており、単独処理浄化槽を使用している市民には、公共下水道もしくは合併処理浄化槽への転換といった協力要請の広報活動を行っております。

また、家庭でできる生活排水対策（例えば、洗剤・石けんは環境にやさしい素材のものを使用し、適量を使う等）も含めて、啓発活動を行っております。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「地域防災計画」の見直しにつきましては、修正箇所・修正時期等を勘案し、対応してまいります。重要備蓄物資につきましては、大阪府の地震被害想定に基づく必要数を順次整備してまいります。住民参加型の防災訓練につきましては、毎年中学校区を単位とした地域防災訓練において実施しておりますので、今後も継続してまいります。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校施設の耐震化につきましては、国の補助制度を活用し鋭意進めているところです。このこ

とから、同対策の前倒しは困難であると考えております。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

社会体育施設5施設にAEDを設置しております。また、施設（市民テニスコート）の関係でAEDを平成20年度に増設を計画しています。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

安価な輸入農産物の増大や残留農薬の規制強化など、農業を取り巻く環境が依然として厳しいなか、農業従事者の高齢化や後継者不足等に起因する休耕地を抑制することは、我が国農業にとって喫緊の課題となっています。

そこで、本市では平成5年度から市民農園を開設し、平成13年度以降は毎年3ヶ所ずつ、現在では市内28ヶ所（約25,930㎡）において約760名の利用者と、約150名の待機登録者を抱えており、市民農園への関心が非常に高まっています。

本市としましては、今後とも増加が懸念される休耕地の有効な解消策として、順次市民農園の新規開設を検討するとともに、比較的道路に面した休耕地には、菜の花やコスモス等の景観形成作物を栽培し、近隣の保育園・幼稚園及び地域住民へ開放するなど、みどり多き潤いのある街づくりの推進に努めていきます。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車につきましては、警察当局に対し取り締まりの強化を要請するとともに、地方自治体として可能な対策を講じます。

貨物車両用の各種施設については、国や府の施策方針に従い検討いたします。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市としても、道路のバリアフリー化をめざし事業を進めていきたいと考えております。まだまだ多くの課題が残っておりますが、平成18年に主要な鉄道駅等を中心とする地区、今回はJR和泉府中駅周辺において、高齢者・身体障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、「バリアフリー基本構想」を策定し、安全で安心な街づくりにむけ事業を進めてまいります。

また、道路を新設する際は「福祉の街づくり条例」を遵守するとともに、既存道路については歩道の段差解消事業等のバリアフリー化を積極的に進めてまいります。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車交通に関しては昨今大きく問われており、歩道での歩行者との接触問題や車両との交通事故の増加、自転車利用者のルール遵守精神やマナーの低下がみられます。

自転車の通行帯を整備するには、ある一定の歩道幅員や車道幅員が必要であるため、すべての道路においての整備は困難ですが、幅員に余地のある個所については検討してまいりたいと思います。歩車分離信号については、交通流動や周辺環境を勘案して、警察に要望してまいります。

また、各種交通安全教室を通し、交差点や自転車運転中のルールやマナーに限らず、交通安全全般について積極的に呼びかけを行っております。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

本市では、国土交通省の環境行動計画モデル事業選定個所として、車利用が及ぼす多様な影響の改善を図るため、車利用を控え公共交通の利用を促進する事業を平成19年度から進めております。

パークアンドライドは、現在JR和泉府中駅前における駅前再開発事業の計画で進めておりますが、基本的には上記の公共交通利用促進を図ってまいります。レンタサイクルは各駅舎付近に行っておりますが、利用者状況等を勘案し、検討してまいります。

11. 独自要請

地域医療体制の確立について、泉州地域における医療体制の充実を図るため、周産期医療センターの設立にあたっては周辺市町の実質的な支援と連携を講じること。

(回答)

泉州地域の周産期医療センターの設立については、現在も関係機関との協議を進めているところであり、今後も医療圏における診療体制の充実のため、協力・連携を進めていきます。

学校図書館司書の労働実態と管理・運営上の問題について正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

学校図書館においては、地域人材活用としてボランティアによる支援をいただいております。活動しやすい環境づくりに努めていきたい。

泉北水道企業団事業の今後の運営施策にあたっては、地域住民への情報公開の徹底と住民合意の推進を図ること。

(回答)

泉北水道企業団は、昭和35年3月泉大津市・和泉市・高石市の3市による一部事務組合として創設し、現在まで3市への用水供給により地域の水道水源として事業運営が行われているところです。

また、泉北水道企業団事業の今後の運営施策における情報公開等については自ら行うべきものと考えますが、本市といたしましても、今後とも企業団を中心に地域の水道事業の安定・安心を図るため、もてる情報は開示し、地域住民への安定給水に即した事業運営を進めるべく、助言・提言を行っていくものです。